

令和6年6月定例会

文教警察企業常任委員会会議録

令和6年6月19日～20日

場 所 第3委員会室

令和6年6月19日(水曜日)

委員外議員(なし)

午前10時3分開会

説明のため出席した者

会議に付託された議案等

○議案第1号 令和6年度宮崎県一般会計補正
予算(第1号)

○議案第7号 教育関係使用料及び手数料徴収
条例の一部を改正する条例

○議案第9号 教育関係の公の施設に関する条
例の一部を改正する条例

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて
- ・令和5年度宮崎県公営企業会計(電気事業)
予算繰越計算書
- ・令和5年度宮崎県公営企業会計(電気事業)
継続費繰越計算書
- ・令和5年度宮崎県繰越明許費繰越計算書
- ・令和5年度宮崎県事故繰越し繰越計算書

○その他報告事項

- ・宮崎県企業局経営ビジョンの改定について
- ・宮崎県立高等学校教育整備基本方針(中間見
直し)について
- ・宮崎県スポーツ施設の指定管理について

○閉会中の継続審査について

出席委員(7人)

委 員 長	重 松 幸次郎
副 委 員 長	下 沖 篤 史
委 員	二 見 康 之
委 員	武 田 浩 一
委 員	福 田 新 一
委 員	前 屋 敷 恵 美
委 員	岡 師 博 規

欠席委員(なし)

警察本部

警 察 本 部 長	平 居 秀 一
警 務 部 長	奈 良 文 代
警務部参事官兼 首席監察官	河 野 博 之
生 活 安 全 部 長	山 崎 猛
刑 事 部 長	久 留 米 英 樹
交 通 部 長	黒 瀬 信 太 郎
警 備 部 長	湯 浅 晴 之
生 活 安 全 部 サイバー戦略局長	梅 原 守
警務部参事官兼 会 計 課 長	川 越 直 海
警務部参事官兼 警 務 課 長	甲 斐 義 勝
総 合 管 理 課 長	橋 本 功 次
生活安全部参事官兼 生活安全少年課長	水 口 圭 二
総 務 課 長	田 中 宏 光
生 活 環 境 課 長	佐 藤 和 利
交 通 規 制 課 長	阪 本 哲 司
運 転 免 許 課 長	池 田 健 二

企業局

企 業 局 長	松 浦 直 康
副 局 長 (技 術)	小 牧 利 一
技 監	宮 田 晃 尚
総 務 課 長	小 川 智 巳
経 営 企 画 室 長	西 本 修 一
工 務 管 理 課 長	小 野 一 彦
施 設 保 全 課 長	山 元 孝 訓
発 電 設 備 課 長	松 生 晃
総 合 制 御 課 長	安 藤 忠

午前10時4分休憩

教育委員会

教 育 長	黒 木 淳一郎
副 教 育 長	大 東 収
教 育 次 長 (教育政策担当)	吉 玉 拓
教 育 次 長 (教育振興担当)	北 林 克 彦
教 育 政 策 課 長	佐 藤 雅 宏
財 務 福 利 課 長	畑 中 道 一
育 英 資 金 室 長	上 田 浩 司
高 校 教 育 課 長	間 曾 妙 子
義 務 教 育 課 長	田 中 幸 一
特 別 支 援 教 育 課 長	山 之 口 義 弘
教 職 員 課 長	菊 池 武 司
参 事 兼 生 涯 学 習 課 長	猪 野 貴 一
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	田 中 裕 久
参 事 兼 文 化 財 課 長	長 友 由 美 子
人 権 同 和 教 育 課 長	川 越 政 紀
図 書 館 長	平 山 文 春
美 術 館 副 館 長	梅 田 一 明
総 合 博 物 館 長	松 野 義 直

事務局職員出席者

議 事 課 主 事	黒 木 燿 一 朗
政 策 調 査 課 主 任 主 事	岩 倉 有 希

○重松委員長 ただいまから文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてですが、日程案につきましてはお手元の配付のとおりですが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時4分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、警察本部長に概要説明をお願いいたします。

○平居警察本部長 委員の皆様方におかれましては、平素から警察の運営に関しまして、深い御理解と御協力を賜っておりますことにつきまして、まずは厚く御礼を申し上げます。

本日、御審議いただきます報告事項につきましては、損害賠償額を定めたことについて、令和5年度宮崎県繰越明許費繰越計算書の2点であります。

報告事項につきましては、刑務部長から説明させますので、よろしくをお願いいたします。

○奈良警務部長 それでは、損害賠償額を定めたことについて御報告いたします。

資料3ページをお開きください。

今回御報告させていただく損害賠償事案は、公用車の交通事故3件と、家屋外壁破損事故1件の計4件になります。

それでは、1件目の交通事故について説明します。

この事故につきましては、日向警察署の警察官が令和5年2月21日午後3時30分頃、単独で自車を運転して日向市内の国道を走行中、進路右方を脇見し、前方不注意のまま進行したため、前方を減速中の相手方車両に自車を追突させたものです。

事故の原因につきましては、当該職員の前方不注意の過失によるもので、過失割合は県側が100%、相手方がゼロ%になっております。

この事故で、相手方運転手は、外傷性頸部椎

間板障がいや外傷性右肩関節周囲炎——むち打ちや関節の痛みがありましたので、治療費や慰謝料の人身損害賠償として107万7,428円を県が加入する自賠責保険と任意保険から支出しております。

物件損害については、車両の修理費や代車代として31万6,380円を県が加入する任意保険から支出しております。

人身損害と物件損害の賠償総額は139万3,808円になります。

公用車については、今回の事故で基幹部を損傷しており、修理後も不具合が懸念されたこと、走行距離が約15万キロメートル、使用年数が約17年と耐用年数を経過していたことから、廃車としております。

次に、2件目の交通事故について説明します。

この事故につきましては、生活安全部生活安全少年課の警察官が、令和5年12月15日午前11時10分ごろ、宮崎市内の商業施設駐車場において、単独で自車を駐車枠から後退発進させた際、後方安全不確認のまま進行したため、自車後方に無人駐車中の相手方車両に自車を接触させたものです。

事故の原因につきましては、相手方車両は無人駐車中であり、当該職員の安全不確認の過失によるもので、過失割合は県側が100%、相手方がゼロ%になっております。

この事故の物件損害については、車両の修理費として22万2,761円を県が加入する任意保険から支出しております。

公用車については、特に損傷もなく修理は行っておりません。

次に、3件目の交通事故について説明します。

この事故につきましては、高岡警察署の警察官が、令和6年1月7日午後3時25分頃、同乗

者を乗せて自車を運転し、宮崎市内の県道を走行中、進路右方を脇見し、前方不注意のまま進行したため、進路左側に設置された民家のブロック仕切りに自車を接触させたものです。

事故の原因につきましては、相手方ブロック仕切りに設置瑕疵はなく、当該職員の前方不注意の過失によるもので、過失割合は県側が100%、相手方がゼロ%になっております。

この事故の物件損害については、ブロック仕切りの修理費として7万7,000円を県が加入する任意保険から支出しております。

公用車については、フロントバンパー部に擦過の軽微な損傷がありましたが、事故発生2か月後の令和6年3月に廃車予定でしたので、修理せずに期日まで運用しております。

最後に、4件目の家屋外壁破損事故について説明します。

この事故につきましては、東臼杵郡門川町内に設置し、交通部交通規制課が管理する一時停止の道路標識板が、隣接する民家の外壁の一部を破損したものです。

本件は、令和5年12月16日に同民家の家人からの届出を受けて警察が認知したものです。

現場見分の結果、標識支柱に交通事故等の外部から圧力がかかった形跡はなく、標識支柱と外壁までの距離が約38センチメートルであり、標識板に外壁の塗料が付着していたことから、台風等による強風で道路標識が揺れ、標識板が外壁を破損したものと判断しております。

事故の原因につきましては、相手方家屋外壁に瑕疵はなく、県側の設置管理の瑕疵によるもので、過失割合は県側が100%、相手方がゼロ%になっております。

この事故の物件損害については、家屋外壁の修理費として21万7,800円を県が加入する任意保

険から支出しております。

道路標識については、損害はありませんでしたが、既存の設置箇所から道路対面に移設し、再発防止を図っております。

県警では引き続き、交通事故発生状況の分析結果等に関する資料を発出して、それらの資料を活用した各所属幹部による指導教養を随時行うとともに、交通事故を起こした職員に対する教養や実技指導を行う運転技能講習会を開催し、警察署においては交通事故防止に向けた具体的な施策を実施するなどして交通事故防止対策に取り組み、また、道路標識等の管理については、日常の警察活動の機会を通じた点検を実施するなどして再発防止に努めてまいります。

以上で、損害賠償額を定めたことについての御報告は終了いたします。

続きまして、令和5年度宮崎県繰越明許費繰越計算書につきまして説明いたします。

資料4ページとなります。

繰越明許費につきましては、2月定例会におきまして、予算の繰越しを御承認いただき、令和6年度に予算を繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項に基づき報告するものです。

警察本部の繰越明許費は、資料一番下(款)警察費、(項)警察活動費、事業名「交通安全施設整備事業」、翌年度繰越額4,977万7,000円です。

繰越しの理由としましては、信号機の信号制御機と灯器等をつなぐケーブルが全国的に入手困難となっており、本県においても同様に年度内の施工が不可能となったことにより、予算を繰り越したものです。

○重松委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項について質疑はございませんか。

○二見委員 4件目の家屋外壁破損事故につい

て、標識が家屋から少ししか離れていなかったもので、台風等による強風で標識板が外壁を破損したのは理解しました。説明の中で、標識をその道路の反対側に設置し直したということだったんですが、普通標識は進行してくる車に見えるように設置すると思います。現場を見ていないので分からないが、その道路の反対側に設置したら標識がひっくり返る、もしくは向きが変わると思うけれども、設置し直しても良かったのでしょうか。

○黒瀬交通部長 当初は運転手から見て左側に標識を設置していましたが、民家の外壁とぶつかったことで、今回の賠償事案になったわけです。その後、今御指摘のとおり、運転手から見て右側のほうに設置しましたが、これにつきましては、左右どちらに設置しても構わないということですので、問題点はございません。

○二見委員 基本的に運転しているときは、左側の標識を注意しながら見ます。右側に設置ということで、どうなのかなと思い確認したところでした。

○重松委員長 報告事項についての質問は、ほかはございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、その他で何かありませんか。

○福田委員 交通安全整備について、警察関係者から、交差点内での一灯点滅式信号機は事故が多いので撤去していく方向性であると聞いたけれども、本当でしょうか。

○黒瀬交通部長 そのとおりでございます。一灯点滅式信号機の設置箇所の交差点における交通事故の発生する割合は、一時停止の標識が設置されている交差点よりも非常に高いデータが出ております。今後、県内の一灯点滅式信号機

については、計画的に撤去していきまして、一時停止の標識に替えていく予定です。

○**福田委員** 一灯点滅式信号機よりも一時停止の標識にしたほうが、事故が減少したというデータがあるのでしょうか。

○**黒瀬交通部長** 一時停止標識が交差点内の事故が少ないというデータがあります。

○**福田委員** 地域の方は、一灯点滅式信号機のほうが事故が多いということすら知りません。そこを説明してほしい。

○**黒瀬交通部長** 出会い頭による人身事故の件数ですけれども、一時停止標識の場所における事故の構成率でいきますと1.7%、一方、一灯点滅式信号機による事故の構成率は27.9%でございまして、明らかに一時停止標識のほうが事故は少ないというデータが出ております。

○**重松委員長** そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**重松委員長** それでは、以上をもって警察本部を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時20分休憩

午前10時25分再開

○**重松委員長** それでは、委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、企業局長の概要説明を求めます。

○**松浦企業局長** 企業局でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

説明の前に、県内視察のお礼を申し上げます。

常任委員会県内調査といたしまして、一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設と日向市の北部管理事務所を調査していただきました。企業局といたしましては、各事業につきまして、

健全経営を目指して努力してまいりますので、委員の皆様方には引き続き御指導、御支援をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、本日御報告する内容について御説明させていただきます。

資料2ページを御覧ください。

1つ目、提出報告書関係でございますけれども、2点ございます。

1つ目でありますけれども、令和5年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算繰越計算書、令和5年度宮崎県公営企業会計（電気事業）継続費繰越計算書でございます。

それから、2つ目でありますけれども、その他報告事項といたしまして、宮崎県企業局経営ビジョンの改定についてです。

これは、現在の経営ビジョンが全体として10年の計画でありますけれども、令和2年度スタートで、今年度末で5年が経過するということでございます。状況の変化等を踏まえまして、残る5年間の計画について、見直しを行うものでございます。

それぞれ詳細につきましては、担当課長及び室長から御報告をさせていただきます。

○**小川総務課長** 資料3ページを御覧ください。

この資料3～6ページまでは、令和6年6月県議会定例会提出報告書のうち、企業局の所管部分を抜粋してお付けしております。

企業局の報告事項は2件ございますが、令和5年度宮崎県公営企業会計に係る予算の繰越しに関するものでありまして、地方公営企業法第26条及び地方公営企業法施行令第18条の2の規定に基づき御報告するものであります。

資料3ページを御覧ください。

報告事項の1件目であります。令和5年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算繰越計算書

について御説明いたします。

こちらには、資本的支出の建設改良費の繰越額について記載しております。御覧の2つの事業で繰越しを行い、表の左から6番目の翌年度繰越額の計の欄にありますとおり8億5,355万9,448円の繰越しを行ったところであります。

繰越しの理由につきましては、表の1番右の説明の欄に記載しておりますが、事業主体であります県土整備部において事業が繰り越されたことや、能登半島地震により、給水設備関係の資機材が不足し、納品に日時を要したことなどによるものであります。

資料4ページを御覧ください。

こちらには、事業費の営業費用の事故繰越額について記載しております。

御覧の2つの事業で繰越しを行い、表の左から6番目の翌年度繰越額の計の欄にありますとおり4,229万1,433円の繰越しを行ったところであります。

繰越しの理由につきましては、表の1番右の説明の欄に記載しておりますが、能登半島地震により給水設備関係の資機材が不足し、納品に日時を要したことや、施工箇所に損傷が確認され、その工法検討に日時を要したことによるものであります。

資料5ページを御覧ください。

報告事項の2件目、令和5年度宮崎県公営企業会計（電気事業）継続費繰越計算書について御説明いたします。

継続費につきましては、各事業年度の支出予定額のうち、当該年度内に支払い義務が生じなかったものがある場合には、その額を継続年度が終了するまで通次繰り越して使用することができますこととされております。

こちらの資料5ページには、事業費の営業費

用に係る通次繰り越しについて記載しております。

営業費用では、御覧の1つの工事において、表の右から5番目の翌年度通次繰越額の欄の計にありますとおり6億2,738万3,000円を翌年度に通次繰り越しました。

資料6ページを御覧ください。

こちらには、資本的支出の建設改良費に係る通次繰越額について記載しております。

御覧の2つの事業を繰り越しまして、表の右から5番目の翌年度通次繰越額の欄の計にありますとおり47億6,043万5,479円を翌年度に繰り越しました。

○重松委員長 執行部の説明が終了いたしました。

報告事項について質疑ございませんか。

○福田委員 繰越しの理由で、「能登半島地震により、給水設備関係の資機材が不足し」とあるけれども、どのような部品が少なくなったのでしょうか。また、不足した理由を教えてください。

○山元施設保全課長 能登半島地震によりまして、給水設備関係の資機材であるポンプ付きの受水槽、薬注装置、全自動のろ過装置などが不足しまして、納品ができなかったことから年度内の完成が困難だったものでございます。

資機材が不足した理由は、それらの給水設備の中で使われております電装品の一部が、地震の影響によって、供給停止になったことによるものです。

この工事は工期内の5月末で既に完成をしているところですか。

○重松委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、その他報告事項に関

する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○西本経営企画室長 それでは、宮崎県企業局経営ビジョンの改定につきまして報告いたします。

資料7ページを御覧ください。

1の改定の理由でございますが、現在、企業局では令和2年3月に策定しました宮崎県企業局経営ビジョンにおいて、10年間の計画期間を定め、中長期的な視点に立った経営を行い、効率化・経営健全化に取り組んでいるところですが、今年度末で策定から5年が経過しますことから、経営ビジョンの改定を行うものです。

資料9ページを御覧ください。

こちらが、現行の経営ビジョンの概要です。

上段に策定の背景、位置づけ、計画期間、中段に4つの経営理念と目指す姿、下段に3事業の課題とこれらの課題を解決するための経営の基本方針を掲げております。

現行の経営ビジョンの詳細につきましては、お手元に冊子を用意いたしましたので、後ほど御覧ください。

資料7ページにお戻りください。

2の改定の概要等でございますが、現行の経営ビジョンは、総務省が要請しております経営戦略に位置づけられておりまして、策定した経営戦略に沿った取組などの状況を踏まえつつ、PDCAサイクルを通じて質を高めていくため、計画期間内の見直しを行うことが求められております。このことから現行の計画期間のうち残る5年間の計画について改定するものであります。

(1)の計画期間でございますが、現行と同じ令和2～11年度の10年間とし、(2)の改定期間

につきましては、令和7～11年度の向こう5年間となります。

(3)の主な改定の内容としましては、事業環境の変化への対応、令和2～6年度までの事後検証、令和7～11年度の投資・財政計画の見直しであります。

資料8ページを御覧ください。

3の改定作業のポイントでございますが、経営ビジョンの改定は、電力システム改革の進展や社会情勢の変化などに対応するため、過去5年間の取組を検証した上で、残る5年間の収支見通しの精度を上げることが重要となります。

(1)の電気事業では、昨年度に完了した渡川発電所大規模改良事業の事後検証、令和9年度までの予定としております綾第二発電所大規模改良事業の投資・財政計画の見直し、令和7年度をもって九州電力との基本契約が満了することに伴う令和8年度以降の新たな売電契約による収入の見直し、(2)の工業用水道事業では、費用増加の要因となりました令和4年台風14号災害復旧事業の事後検証、昨今の物価高などの事業環境の変化を踏まえたアセットマネジメント計画見直しとそれを踏まえた給水料金の見直し、(3)の地域振興事業では、過去5年間のゴルフ場利用者数の事後検証と、令和6年度からの新たな指定管理者による今後5年間のゴルフ場料金収入の見直しなどが挙げられます。

最後に、4の今後のスケジュールでございますが、令和7年2月までに経営ビジョンの素案を作成しまして、3月の常任委員会に報告させていただきます。その後、パブリックコメントを実施しまして、令和7年5月までに最終案を作成し、6月の常任委員会に報告後、令和7年7月に経営ビジョンの改定を行うこととしております。

○重松委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について、質疑はございますか。

○二見委員 この計画を改定するのは分かるけれども、例えば一ツ瀬川のゴルフ場の件も、地域振興事業として、ゴルフ場の利用者とかを見て今後考えるということでした。ゴルフ場に行ってみて思うのは、立地が広くて、レジャーとして活用する場所としては、何か可能性があるのかなと感じました。クラブハウスは、古いので手を加えないといけない部分もあるだろうし、地域の人たちが来やすい何かをつくっていくということも必要なのかなと思いました。ゴルフだけではなく、ほかに付随するような事業もあっていいのかなと思います。

でも、今の改定作業の中では、そういう視点は入っていないと思います。今やっている事業も、今後につながる何か発展的な考えも一つ必要なのかなと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○西本経営企画室長 今年度、指定管理者が替わりまして、そこはやる気になって頑張っているというところで進んでおります。そこは、今年度一緒になって取り組んでいきたいというところです。

また一方、委員のおっしゃるように、ゴルフ場の利活用についても、今後また検討していきたいと思っております。

○福田委員 資料7ページの3行目に「PDCAサイクルを通じて質を高めていくため」とありますが、これの具体的な絵とかあるともっと分かりやすいけれども、そのところを詳しく教えてほしいです。

あと、「計画期間内の見直しを行うことが求められている」という、その2行を詳しく説明し

ていただきたい。

○西本経営企画室長 PDCAサイクルにつきましては、策定しました項目の中で、その事業ごとにそれぞれ項目を持っております。それにつきまして、今年度はこういった取組をするという計画をして、年度末に事後検証して、来年度はこうしようといったのを毎年行っているところです。

○福田委員 改定の概要等の文章が非常に分かりにくいので、文章を短くするなど分かりやすくしてほしい。

○松浦企業局長 この文章は、総務省が公営企業に対して、いろんなサポートという意味合いの中で、まず計画をつくりなさいというのを言っています、それに従って計画・ビジョンをつくりましたということです。

その中で、経営がうまくいっているかどうかをチェックしていく必要があるのですが、総務省から、期間の半分を過ぎたら1回見直しをしなければと言われていたところなんです。その中間見直しをするのが、PDCAサイクルの中の一つの過程ということで、指導を受けているところです。それらに従って今回中間見直しをするということでございます。

○下沖副委員長 九州電力との長期契約が終わるということですが、今後の販売先を含め付加価値をつけたいと思うが、安定した電力、自然エネルギーということで、今後、販売先に関して何か検討されているのか教えてください。

○西本経営企画室長 令和7年度までで九州電力との基本契約が満了します。令和8年度から一般競争入札を基本とした売電になるわけですが、今年度、その売電方法につきましては業務委託をする予定でして、その中で公営電気も24会員ありますが、他の公営電気等もそのよ

うにやってきております。どのようにして利益がもたらされるか、地域貢献できるのかも含めて、売電方法を検討する業務を発注し、今年度方針を決めまして、令和7年度に入札を行い、令和8年度から新しい売電ということになります。

○**下沖副委員長** 県の施設含めて、電力は自然エネルギーとかを選択して電気を使ったりしているのでしょうか。電力の契約先について、企業局で売り出しているけれども、県の施設とかでそれらを買取りやそれを使用とか選択していないんですか。

○**西本経営企画室長** 現在は、県の施設の電力は、入札で行っております、新電力や九州電力などから買っておるところでございます。

今後につきましては、そういった買い方もあるかとは思いますが、基本は入札での買電ということでございます。

○**下沖副委員長** 企業を含め、いろいろな公的機関では、二酸化炭素削減という目標があると思います。付加価値が水力発電にあると思いますので、今から頑張って販売していただきたいと思います。

資料25ページにありました計画の収益的収支のところですか。令和10年から黒字になっていくということですが、この事業費が令和5年で上がって令和8年にかけて急激な下がり方をしていますが、ここの説明をお願いします。

○**西本経営企画室長** 電気事業の収支のところでございますが、現在、昨年度から綾第二発電所の大規模改良事業を行っております。工事に費用がかかるというのと収益も入らないということがございまして、令和9年度までが赤字ということです。令和10年度から綾第二発電所が運転しますので、そこからまた利益が上がって

いくということでございます。

○**下沖副委員長** 資料26ページの内部留保資金ですけれども、令和9年にかけては大規模工事があるので、減少するのは分かるけれども、今からコストが増加していく中で、内部留保資金が足りるのでしょうか。

○**小川総務課長** 今のところ内部留保資金もかなりの額がある状態ですので、建設改良等をしているけれども、それだけでは資金繰りが足りないところも出てくるので、そこは公共債を借りるようなことは考えております。

その後、新しい設備等を配置した後は、毎年、減価償却費が出てきます。減価償却費は、お金が出ていかない費用であり、お金がたまっていくので、そこでまた内部留保資金として積み上がっていきます。令和9年度以降、設備の減価償却費で内部留保金が少しずつたまっていくことを考えています。

○**小牧副局長(技術)** 先ほど二見委員から御質問がありました一ツ瀬ゴルフ場の新たな視点でいろいろ取り組むべきではないかということについてです。

日章学園のゴルフクラブがございまして、今年度から、そちらの練習場所として一ツ瀬ゴルフ場を使っていただくということにしております。地域の学生に使っていただくことで、地域貢献もしながらPRにもつながるのではないかと、ということで、新たな取組も徐々にやっていければと思っております。

○**前屋敷委員** 資料7ページの経営ビジョンの改定について、2番目の改定の概要等で御説明いただきました。経営ビジョンは総務省が策定を要請しているということですが、総務省が経営ビジョンはこうあるべきだとか、経営ビジョンについて御意見とか出されているのでしょ

か。それとも、それぞれの自治体で独自の経営ビジョンを持って、そして半分過ぎたら見直しなさいとなっているのでしょうか。総務省の意見や指導があるのか確認になります。

○西本経営企画室長 総務省からは、経営ビジョンを10年間つくって、将来にわたる経営が安定的になされるように、計画的に事業を行いなさいという通知がありました。

また、5年経過したら中間見直しを行いなさいという通知がありまして、それに沿って今後改定をいたします。

○前屋敷委員 経営ビジョンについて総務省からの意見や指導とかはなく、自治体の独自というわけですね。

○松浦企業局長 御質問のとおり、中身についていろいろ言われるというわけではありません。健全経営を確保していくために、こういう手法をしていってくれということまでが、指導というか、そういう内容になっています。

○前屋敷委員 分かりました。

別件ですが、全県ではないと思うけれども、全国的に公営企業をやっている自治体の中で、企業局で独自事業をやっているのは全国でどれくらいでしょうか。

○西本経営企画室長 全国の都道府県で24あります。北海道、東京都、京都府、それ以外が県になります。今の24というのは公営電気事業でございまして、それ以外の工業用水道事業や地域振興事業、ほかの事業について特に工業用水道事業はもっとございます。

○前屋敷委員 宮崎県では電気事業と水道事業と地域振興事業の3つですけれども、そのほかに地域の特色ある公営企業をやっていると都道府県はありますか。

○西本経営企画室長 上水道、観光施設、土地

造成、下水道、駐車場といった事業を各都道府県で行っております。

○下沖副委員長 この経営ビジョンにおいて、今から新たな公営事業とかは模索されないのでしょうか。維持管理だけで終わっているけれども、宮崎県の持っている土地、建物、自然とか、まだ活用して公営的的事业展開ができると思うけれども模索されないのでしょうか。

○松浦企業局長 現在の企業局の設置の趣旨からして、基本的には今の3つの事業を中心にやっていくことになると思っております。

ただ、例えば、先ほど二見委員から御質問があったように、ゴルフ場で何か新しいことができなにかとか検討は当然入ってくると思うけれども、基本ラインとしては、今の3つの事業を継続してやっていくということを前提の中での見直しと思っております。

○下沖副委員長 時代が変わってきた中で、新たなニーズが出てきて、公営的的事业として発展できるものもあると思います。具体的には言いませんけれども、そういうニーズを拾って公営企業として新事業を模索していく必要があると思います。この3つを守るだけだったら、宮崎県は何も発展しません。企業局の在り方として、宮崎県の発展や県民のためになるような事業展開を模索できたら、県民の皆さんのためになり、わくわくできる事業が展開できると思いますので、模索していただきたいと思います。

○重松委員長 要望でよろしいですね。

○下沖副委員長 はい。

○重松委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、その他で何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、以上をもって企業局を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時0分休憩

午後0時58分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、教育長の概要説明をお願いいたします。

○黒木教育長 教育委員会でございます。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます教育委員会所管の議案等につきまして、その概要を御説明いたします。

資料2ページ目の目次を御覧ください。

今回御審議いただく議案は、予算議案といたしまして、議案第1号「令和6年度宮崎県一般会計補正予算(第1号)」、特別議案といたしまして、議案第7号「教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」、議案第9号「教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例」の2件であります。

次に、報告事項といたしまして、令和5年度宮崎県繰越明許費繰越計算書、令和5年度宮崎県事故繰越し繰越計算書の2件について、最後に、その他報告事項といたしまして、宮崎県立高等学校教育整備基本方針(中間見直し)について、宮崎県スポーツ施設の指定管理についての2件について御報告いたします。

資料3ページを御覧ください。

議案第1号「令和6年度宮崎県一般会計補正予算(第1号)」についてであります。

表に太線で囲んであるところが3か所ございますが、その一番上、一般会計の合計の欄を御

覧ください。

今回6,315万4,000円の増額補正をお願いするものであります。

私からの説明は以上であります。詳細につきましては、引き続き関係課長が御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○重松委員長 次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○間曾高校教育課長 資料4ページを御覧ください。

高校教育課の補正予算額は、左から3列目、補正額の欄の一番上6,315万4,000円の増額をお願いしております。

それでは、その内容について御説明いたしません。

資料5ページを御覧ください。

一番上の段にあります。一般運営費(教育庁共通)の説明及び事業名欄1、「県立学校給食等緊急支援事業」であります。

予算額は2,648万円であります。

補正の内容としましては、学校で提供される給食や寮で提供される寮食等について、これまでどおりの栄養バランスや量の保たれた安定的な食事を提供するため、国の重点交付金を活用し、原油価格や物価高騰による食費増額分を支援するものであります。

対象は、五ヶ瀬中等教育学校、県立特別支援学校、地区生徒寮、県立高等学校生徒寮及び宮崎県高等学校定時制の給食や寮食費であります。

続きまして、表の上から2段目、(事項)学力向上推進費の説明及び事業名欄1、「ひなたDXハイスクール事業」であります。

予算額は1,000万円であります。

補正の内容としては、STEAM学習やデジタル探求を推進する県立高校に、ICT機器や理数教育設備機器、専門人材派遣の業務委託等に必要な経費を支援することによって、デジタル等成長分野に進学を希望する生徒数の増加を図るものであります。

本事業は、全国約1,000校に対して、1校当たり1,000万円を国が補助するというもので、令和5年度2月補正事業において10校分、1億円の予算を承認していただきましたが、本年度4月に文部科学省から11校の採択をいただいたことから、不足する1校分1,000万円を今回お願いするというものです。

続きまして、同じく(事項)学力向上推進費の説明及び事業名欄3、「高校生グローバル・イノベーター育成支援事業」であります。

予算額は626万円であります。

補正の内容といたしましては、グローバルな視野で新たな社会を牽引する人材——イノベーターを育成する仕組みを創出・構築するために、国の支援事業を活用しまして、大学と連携した取組を行います。

具体的には、拠点校が先進的なカリキュラムについて研究開発を行い、その成果を県内に普及します。あわせて、海外の連携校や外国人留学生等とともに、グローバルな社会課題の解決に向けた探究的な学びを実現するプログラムの開発・推進や、eラーニングを活用した大学教育の先取り履修により、高度で多様な科目等の学習プログラムの開発を行うものでございます。

次に、表の上から2段目、(事項)学力向上推進費の説明及び事業名欄2、新規事業「「ひなたの学び」ハイスクール・ネットワーク構築事業」、

表の一番下、(事項)産業教育振興費の説明及び事業名欄1、新規事業「高校生有機農業実践事業」、また、その下にございます新規事業「持続的な食料システムを担う次世代リーダー育成事業」につきましては、資料6ページ以降で説明いたします。

資料6ページを御覧ください。

新規事業、「「ひなたの学び」ハイスクール・ネットワーク構築事業」について説明いたします。

予算額は682万6,000円で、全額国庫であります。

事業の目的は、県内いずれの高等学校に進学した生徒に対しても、生徒一人一人の個性や実情に応じて、多様な学習ニーズへの対応が可能となるよう、遠隔教育や通信教育等を積極的に活用した学校間ネットワークを構築することにあります。

次に、事業の概要についてであります。

(1)事業内容は、遠隔教育と通信教育に関する取組の2つであります。

まず、①遠隔教育(ライブ配信型)について御説明いたします。

地歴や情報では、プログラミングやデータサイエンス、地理・歴史の専門分野について、専門性の高い教員や外部講師による遠隔授業を実施することで、質の高い学びの機会を確保します。

また、理科や芸術では、文化施設と連携した遠隔授業を行うことによって、地理的条件によって文化施設等で行う学習活動が難しい生徒に対しても、多様な学びの機会を確保します。

また、総合的な探求の時間では、県内19校の生徒が参加いたしますオンライン探求フォーラムを実施し、学校や学科の垣根を越えた探求的

な学びの機会を創出いたします。

次に、②通信教育（オンデマンド配信型）について御説明いたします。

県内の高い指導力を有する教員による教科別セミナーや、民間講師による資格取得セミナーなどの動画を収録しまして、県内の生徒が学習ニーズに応じて自ら学ぶことができる学びのコンテンツを整備します。

また、通信教育等を活用した単位の履修・修得について、県教育支援センター「コネクト」での不登校支援の取組と連携しながら研究を行ってまいります。

(3) 成果指標であります。遠隔授業や通信教育を通して「自ら学ぶようになった」と回答した生徒の割合で、令和5年度66.4%が、令和8年度には100%になることを目指しております。

資料7ページを御覧ください。

新規事業「高校生有機農業実践事業」について御説明いたします。

予算額は608万8,000円で、全額国庫であります。

事業の目的は、次世代農業に対応できる人材を育成するために、高鍋農業高校において有機農業に関する教育の充実と推進を図るものであります。

県内の農業高校では、環境負荷低減を図る生産技術の研究は進んでおりますが、有機農業を実践している例はないことから、今回、オーガニックビレッジ宣言をしています高鍋町・木城町に位置する同校にて取り組むことといたしました。

次に、事業の概要についてであります。

(1) 事業内容は、①の有機農業教育実習農場等整備事業におきまして、生徒の実習で活用

します学校の農場が、有機農業を実践し、有機JAS認証が取得できる水準となるよう、施設の改修や備品の購入等を行います。

②の有機農業教育研修事業では、地域との連携を図りながら、有機農業指導員等を外部指導者として確保するとともに、教職員の指導力向上に必要な研修を行います。

また、有機農業について先進的な取組を展開している事例についても、外部講師を招聘したり、農場へ視察に行ったりして研究を行います。

(3) 成果指標であります。1つ目といたしまして、園芸科学科で活用する農場において、有機JAS認証を新規取得し、有機農業を実践する農場としてふさわしい環境にするとともに、その教育実践モデルにすることを目指します。

2つ目といたしまして、視察研修や講習会への参加等、有機農業に関する研修の実施を、令和5年度の1回から、令和6年度には10回まで増やし、教員の資質向上を目指します。

資料8ページを御覧ください。

新規事業「持続的な食糧システムを担う次世代リーダー育成事業」について説明します。

予算額は750万円で、全額国庫であります。

事業の目的は、宮崎農業高校において、産業界等との連携体制を構築・強化することによって、グローバルな視点を持った持続的な食料・農業に関する学びを充実させ、持続可能な食料システムの構築に貢献できる次世代リーダーを育成するものであります。

次に、事業の概要についてであります。

(1) 事業内容は、農林水産省が令和3年度に掲げました「みどりの食料システム戦略」の理念に基づく教育プログラムを産学官連携により構築するものです。

みどりの食料システム戦略とは、調達、生産、

加工・流通、消費の4つの分野で構成される食料システムを持続可能なものにするべく、各分野でのイノベーション創出を推進するというものです。

宮崎農業高校は、農業に関する学科4学科と家庭に関する学科1学科を有しており、この4分野の全ての学びを網羅していることから、産業界等との連携により、各分野の最新・最先端技術研修を実施するとともに、全学科横断的または協働的に、食料システムとその持続性に関する探究学習や課題解決学習に取り組みます。

また、グローバルな視点を養うために、食料システムの持続的発展に向けて先進的に取り組んでいるドイツに生徒を派遣し、現地の農業や加工・流通、食文化について学ばせます。

さらに、学びの領域が関連する現地学校等との姉妹校締結を行い、国際交流も実施いたします。

(3)の成果指標であります。宮崎農業高校における専門の学びを生かした進路を選択する卒業生の割合が、令和3～5年までの3年間で平均46%であったことから、事業が終了いたします令和7年度には、これを70%まで引き上げることを目指します。

○田中スポーツ振興課長 資料9ページを御覧ください。

議案第1号「令和6年度宮崎県一般会計補正予算(第1号)」の繰越明許費の追加について御説明いたします。

これは、令和6年度の「練習環境整備事業」のうち、県総合運動公園内に整備中の自転車競技場について、関連工事の遅れにより予算の一部を翌年度に繰越すものです。

現在、令和9年に本県で開催される国スポ・障スポ大会に向けて、大会会場となる施設や練

習拠点施設の整備を順次行っておりまして、教育委員会では、宮崎市田野町のライフル射撃競技場や県総合運動公園内の自転車競技場の改修等を行っているところであります。

今回、自転車競技場におきまして、地下通路を造ることになっています。この地下通路は、競技中に競技を止めることなく、自転車を外側から自転車が走るバンク下を通しまして、内側のフィールドに移動させるものですけれども、その地下通路の工事に取りかかった際、想定以上に地盤が軟弱であることが判明しました。地盤工事の再検討等に日時を要したことから、全体の工程に遅れが生じることとなり、年度内完成が困難となったものであります。

資料10ページをお願いいたします。

議案第7号「教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてです。

まず、(1)の改正の理由ですが、令和9年に本県で開催される国スポ・障スポに向けて、県が整備を進めている宮崎県プール、宮崎県山之口陸上競技場及び投てき練習場について、使用料を定めるなど関係規定の改正を行うものであります。

次に、(2)の改正の内容ですありますが、①利用者が使用料を納める公の施設として、プール等を新たに追加するものでありまして、②利用者がプール等を使用する場合の使用料として、その金額等を追加するものであります。

そのことにつきまして、資料11～12ページにプールの使用料について、それから、資料13～14ページに宮崎県山之口陸上競技場及び投てき練習場の使用料についての一覧を掲載しております。

資料11ページの別紙1には、50メートルプール、25メートルプールの団体、個人の施設使用

料について、資料12ページには、多目的スタジオ、トレーニング室及び屋外クライミングウォールのほか、会議室や駐車場などの施設使用料について、他県の状況等を参考に定めております。

資料13ページにつきましては、陸上競技場及びトレーニングルームの団体、個人の施設使用料と会議室の施設使用料を、資料14ページには投てき練習場の団体、個人の施設使用料と、附帯設備器具としまして、放送設備、ハードルなどの器具等の使用料を県総合運動公園内の陸上競技場や他県の状況等を参考に定めております。

資料10ページにお戻りいただきまして、最後に(3)施行期日につきましては、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において、規則で定める日としておりまして、使用開始予定の4月1日を想定しております。

続きまして、資料15ページをお開きください。

議案第9号「教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例」であります。

まず、(1)の改正の理由であります。先ほど議案第7号でプール等について、教育関係の公の施設として定めるなど、関係規定の改正を行うものであります。

次に、(2)の改正の内容であります。①は、プール等を教育関係の公の施設として新たに追加するものであります。

②は、プール等を指定管理者に管理をお願いする施設として追加するものであります。

③は、指定管理者が利用者から収受する利用料金について、上限となる基準を定めるものであります。

これにつきましては、資料11ページにお戻りいただきまして、使用料一覧を御覧ください。

プール等につきましては、利用者から収受す

る料金を指定管理者の収入とすることができる利用料金制度にする方針としておりますけれども、その利用料金の基準となる上限として、御覧の金額に定めるものであります。

今後、指定する管理者には、この基準に従って、この一覧表以下の金額で実際に徴収する料金を定め、管理運営を行っていただくこととなります。

再度、資料15ページをお願いいたします。

(3)の施行期日につきましては、議案第7号とほぼ同様でありまして、(4)の準備行為にありますように、プール等の指定管理に関する必要な行為は、公布の日から行うことができるとしております。

○重松委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑ございませんか。

○二見委員 各学校の配置の仕方、特色の出し方があると思います。農業高校の場合は、高鍋農業高校が有機農業をしっかりと学び、宮崎農業高校が国際的なところを担っていくという位置づけをしていくというのは、良いことと思うが、他の高校との関係性について、見通しを持ってやっているのでしょうか。よく各学校の判断としているけれども、各学校の判断より県教育委員会として全体的なバランスを考えた上で、配置を考えていく必要があると思いますが、取組状況はどうなっているのでしょうか。

○間曾高校教育課長 高鍋農業高校の有機農業に関しましては、地域のオーガニックビレッジ宣言をしたこと、文部科学省の農業経営者育成高等学校に指定されていることもありましたので、高鍋農業高校とさせていただきます。

また、国のマイスター・ハイスクール普及促進事業として、どの学校を指定するかということの本課で検討しました。宮崎農業高校は、農

業高校で一番歴史が古く、卒業生が地元によく活躍しているため、産学官連携が非常にしやすいのではないかとということで、宮崎農業高校を指定させていただきました。

ただ、御指摘いただきましたように、各地区の職業系の学科や普通科など、特色化・魅力化を図っていくことは大切だと思いますので、その視点を忘れずに取り組んでいきたいと思っております。

○二見委員 成果指標について質問ですが、例えば「「ひなたの学び」ハイスクール・ネットワーク構築事業」の成果指標は、遠隔授業や教育通信を通して「自ら学ぶようになった」と回答した生徒の割合としているが、これは、全県下の生徒たちを対象にした回答の割合を示しているのか。また、「持続的な食料システムを担う次世代リーダー育成事業」の成果指標は、宮崎農業高校だけの生徒の割合を46%から70%にしていくということによろしいでしょうか。

○間曾高校教育課長 まず、「「ひなたの学び」ハイスクール・ネットワーク構築事業」の成果指標の66.4%につきましては、令和4～5年にかけて行いました、1人1台端末モデル校4校の2年生の全生徒を対象として調査した結果が66.4%となっております。

今回の「「ひなたの学び」ハイスクール・ネットワーク構築事業」は、全県下の高校を対象としたものです。ネットワーク校としましては19校でありますけれども、広がりとしては全県下を想定しておりますので、全ての高校生が100%答えるように考えているところです。

現在、「ひなたの学び」というのを行っておまして、学びに向かう力を育成することは大切だと思っておりますので、100%を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

また、「持続的な食料システムを担う次世代リ

ーダー育成事業」の成果指標につきましては、宮崎農業高校に限っての割合となっております。

○図師委員 「高校生有機農業実践事業」についてですが、ここで取り込まれる作付の品目と面積を教えてください。

○間曾高校教育課長 作付の品目は、スイカを考えているところです。

面積は、後ほど回答させていただきます。

○図師委員 スイカが悪いというわけではないし、有機農業に取り組むことは悪いことではないが、当該事業に取り組むことで、もうかる農業、就農につながる事業内容にしていく必要があると思っております。スイカを選定されたということで、有機農業で栽培したスイカがどういう流通、販売価格になるかを調べた上での取組でしょうか。

○間曾高校教育課長 有機農業には光と影の部分があり、労力が非常にかかる、施設設備に多大な費用がかかるといった面があります。そういった背景もあって、これまで取り組んでいた方が途中で辞めてしまうケースもあると聞いております。

しかしながら、国や県でも有機農業を推進していますので、それを受けての今回の取組となっております。

価格転嫁は非常に大切な視点だと思います。適正価格をつけて、今度は消費していただかなければならない。そこも含めて、高校生に有機農業の全て、栽培するだけではなく、消費も含めて教育をしていく必要があると思っております。

○図師委員 高鍋町や木城町がやっている有機タウン構想について把握しているが、実際に取り組んでいる生産者等から話を聞くと、「有機農業は商業的に成り立つ保証がない」と言います。

また、「市場開拓までやってくれるのか」、「どこにマーケットを想定した有機農業の取組をしているのかが分からない」と要望があった。代表的な消費地、例えば、福岡県、大阪府、東京都に向けて有機農業をしたとしても、その周辺の有機農家が優先的に入り込むから、宮崎県の有機農家は、マイナスからのスタートとなり、さらに、そこまでの輸送コストがかかりプラスの価格がかかる。

そういったことも一緒になった有機農業の栽培指導をするなら分かるけれども、ただ国が推奨するから、時代の流れが有機農業だから事業をするのは、実際作った方がいいが、収入として返ってこない結果になることではいけないと言われました。

なので、「持続的な食料システムを担う次世代リーダー育成事業」で、加工・流通、消費まで学ばせるということですが、県教育委員会として加工・流通、消費というところをどう開拓しようとしているのか。例えば、商工観光労働部とかとプロジェクトチームをつくって、部局横断的に高校生が販売できるようなモデル事業としないと、どこにどう売る戦略があるのか、私は思い浮かばないので、そういうビジョンがあれば教えてください。

○間曾高校教育課長 非常に貴重な御指摘だと思っております。別の議員に対して部局の方が答弁されていましたが、有機農業に関しては、農業者の育成と併せて、販路の確保が非常に重要な視点であるということで、県としても、人づくりと併せて販路拡大の取組を強化するということを言っておられます。教育委員会としても、部局としっかり連携を図りながら、どう売っていくのか、どういう価格帯で、どういうマーケティングにしていくのか、これから研究を進

めていきたいと思っております。

あわせて、先ほどの面積の件ですけれども、スイカに関して、約200平方メートルのハウス2棟の作付面積を考えているところです。

○図師委員 面積的には大した面積ではないし、収穫量もたくさん取れないと思います。例えば、スイカでいいんですけれども、出来たものを消費、販売までつなげることと併せて、学校給食で完全消費するとか、今まで学校給食で使っていた食材をこの実践によって代替えしていくとか、そういう視点もあっていいのかなと思います。高鍋町や木城町で取り組んでいる有機タウン構想では、県外への流通も考えていますが、地元の学校、周辺の保育園を含めた教育施設での消費も考えているという話も聞いたことがあります。そのような計画はないでしょうか。

○間曾高校教育課長 現時点ではそのような計画はしておりませんが、大変ありがたい御指摘だと思いますので、研究を進めていく中で、しっかりと学校と連携していきたいと思えます。

○福田委員 宮崎農業高校の説明で、国のマイスター・ハイスクール普及促進事業とありましたが、どのような定義でしょうか。

○間曾高校教育課長 国が示しておりますマイスター・ハイスクール普及促進事業がありまして、「次世代地域産業人材育成刷新事業」というのが正式名称です。産業構造が大きく変わっていく中で、次世代の産業を担う人材を育成していこうという取組です。

○福田委員 宮崎県内のマイスター・ハイスクールは、どこになるのでしょうか。

○間曾高校教育課長 今年度のマイスター・ハイスクールは宮崎農業高校1校です。

○下沖副委員長 資料7ページの「高校生有機

農業実践事業」ですけれども、今年度、有機JAS認証を取るとのことですが、もう2年以上前から無農薬の状態ということで理解しているのですか。

○間曾高校教育課長 御指摘のとおり、有機JAS認証を受けるには、作付をする前2年間は、化学肥料等や農薬等を使わないことになっておりまして、このスイカの栽培をしておりますハウスに関しましては、化学肥料等や農薬等を使っていない状況でございます。

○下沖副委員長 あと、ひなたGAPの取組は農業高校もやっていたのでしょうか。

○間曾高校教育課長 本庄高校総合学科ですけれども、こちらに農業系の学びをする系列があります。そこで、ひなたGAPを取得しております。

○下沖副委員長 ひなたGAPも、高校生を含めて取り組んでもらえるとありがたいです。

資料6ページの「ひなたの学び」ハイスクール・ネットワーク事業」ですけれども、これは国の「COREハイスクール・ネットワーク構想事業」の予算でやっているということですか。

○間曾高校教育課長 御指摘いただきましたCOREハイスクール・ネットワーク事業は、令和3～5年度の事業となっております。この事業の様々な課題等を踏まえて、継続といたしましょうか、後続の事業となっております。

○下沖副委員長 文科省がやっている事業で、「リーディングDXスクール事業」があります。この発展系と思うけれども、その事業は検討されなかったのか。今後考えがあるのか教えてください。

○間曾高校教育課長 こちらは、高等学校では指定はございません。宮崎県内では西米良村がされていると聞いております。

○前屋敷委員 資料8ページ「持続的な食料システムを担う次世代リーダー育成事業」に関して、成果指標で、専門の学びを活かした進路を選択する卒業生の割合を46%としていますが、実際の農業職に就いた卒業生が46%という理解でよろしいですか。

○間曾高校教育課長 それぞれの学科の学びの特徴がございますので、全学科が就農につながるということではございませんけれども、例えば、環境工学科でしたら、農業土木や環境をつくっていくといった学びをしております。各学科の学びを生かした就職、就職を目指した進学等を個々の数値として上げております。

○前屋敷委員 この46%は、直接農業に携わらなくても、農業に関係するいろんな分野で仕事に就かれた方も含まれているということですか。

○間曾高校教育課長 そのとおりでございます。

○前屋敷委員 私の親戚が発酵技術などを学んで杜氏になった経験があるから、様々な分野で学んだ技術力も含めて生徒たちを増やせるといいたいと思って聞いたところです。令和7年度で70%とする成果指標は、かなり高い数値と思いますが、今の食料難は世界的な問題です。農業以外の分野でも頑張ってください必要があると思うけれども、これから農業を目指す方には、食料をどう持続可能に生産していくのか役割を、ぜひ学びの中で培っていただきたいと思ってるところです。

日本の食料自給率は38%ぐらい、実質はまだ低いパーセンテージですけれども、そういうところで生きていく上で欠かせない国民の食料を守ることが必要です。農業は奥も深いですし、崇高な仕事と思っているので、農業高校を受験され、在学して学ばれる子供たちには、御本人の夢と希望もあるでしょう。そういうものがしつ

かり花開けるように、進めていただきたいなど思ったところでした。

○間曾高校教育課長 御指摘いただきましたように、この事業では、学科にとどまらず、ほかの学科の学びもしっかり見て学んで、自分の在籍している学科の学びにつなげていくというのも大きな目標としておりますので、農業や食に関わるいろいろなことをしっかりと学ばせていきたいと思っております。

○重松委員長 ほかにございますか。なければ、私のほうから1問よろしいでしょうか。

「持続的な食料システムを担う次世代リーダー育成事業」ですが、グローバルな視点での学びとして、ドイツを選ばれておりましたけれども、具体的に選ばれた理由を教えてください。

○間曾高校教育課長 ドイツは、国際的にも非常に持続可能な農業を実践されている国であるということ、また、農地面積に占める有機農業の取組面積が世界第2位ということで、非常に大きな取組をされているということです。

また、昨年度のG7宮崎農業大臣会合においては、ドイツもその参加国でしたので、そのレガシーということも考えて、ドイツを想定しているところでございます。

○重松委員長 ドイツに派遣される学生がいらっしゃるんですか。

○間曾高校教育課長 2年間ございますので、1年目は、各学科の職員を派遣して、ドイツの学びを持って帰ってきてもらおうと思っております。2年目につきましては、各学科から生徒を派遣したいと考えております。各学科、今のところ1名ずつの予定でございます。

○重松委員長 その他ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、この件につきまして

は終了させていただきます。

次に、報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○佐藤教育政策課長 令和5年度宮崎県繰越明許費繰越計算書及び令和5年度宮崎県事故繰越し繰越計算書につきまして報告させていただきます。

本年2月の定例会で御承認いただいた繰越明許費につきまして、繰越額が確定したことなどから御報告するものであり、繰越明許費に関するものが8事業、事故繰越しに関するものが1事業でございます。

まず、繰越明許費でございます。

事業名の一番上の「県立学校老朽化対策事業」は、県立学校5校の老朽化対策のための改築・改修工事につきまして、関係機関との調整等に日時を要したことから、繰り越したものでございます。

2番目、「県立学校運動場整備事業」は、県立高校3校の運動場等改修工事につきまして、関係機関との調整等に日時を要したことから繰り越したものでございます。

3番目、「ひなたDXハイスクール事業」は、県内10校の県立高校にICT機器の整備や専門人材派遣の委託業務に係る経費の支援する事業でございますが、国の交付決定により事業実施が今年度となることから繰り越したものでございます。

4番目、「産業教育設備事業」は、高鍋農業高校に高性能な農業機械等を導入し、スマート農業が実践的に学べる環境を整備する事業でございますが、国の交付決定により事業が今年度となることから繰り越したものでございます。

5番目、「特別支援学校性被害防止対策事業」

は、性被害防止に係るパーテーション設置等などの経費を補助する事業でございますが、国の交付決定により一部の事業実施が今年度となることから繰り越したものでございます。

6番目、「未来を創る！高等特別支援学校整備事業」は、新設校を建設するための既存の実習棟解体設計委託等につきまして、工法の検討に日時を要したことにより繰り越したものでございます。

7番目、「練習環境整備事業」は、自転車競技場の改修工事等におきまして、関連工事の遅れ等により繰り越したものでございます。

一番下、「文化財保存整備補助事業」は、国指定建造物などの保存整備につきまして、県費による補助を行うものですが、事業実施主体である市町村が構造補強工事実施におきまして不測の日時を要したことから、事業を繰り越したものでございます。

続きまして、事故繰越しでございます。

資料17ページを御覧ください。

「練習環境整備事業」は、宮崎工業高校ラグビー部の練習環境整備に係る工事におきまして、一番右の説明欄記載のとおり、用地の所有者変更に伴います関係機関との協議に日時を要したことにより繰り越したものでございます。

○重松委員長 執行部の説明が終了いたしました。

報告事項について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○間曾高校教育課長 資料18ページを御覧ください。

宮崎県立高等学校教育整備基本方針（中間見直し）についてです。

(1) 現方針概要の①目的のとおり、県教育委員会では、より魅力ある県立高等学校を目指し、令和3年3月に本方針を策定・公表いたしました。

②期間ですが、令和3～10年度の8年間であり、令和6年度末を目途に方針を見直すこととされており、それに従い今年度見直しを行うものでございます。

本方針では、③内容にございますように、ア、魅力ある高等学校教育の推進、イ、活力ある高等学校教育の推進の2つの柱を中心に示しております。

(2) 見直しの内容ですが、昨今の少子化の影響など、高等学校教育を取り巻く社会の変化に対応するため、学科等の方向性や募集定員の見通しが、今後4年間も適切であるかなどを検討いたします。

また、昨年6月に策定されました宮崎県教育振興基本計画等との整合を図ってまいります。

資料19ページには、(3) 見直しのスケジュールを示しております。7月と10月に外部学識、有識者などを委員とした懇話会を実施し、御意見を基に作成した素案を12月の常任委員会にて報告させていただきます。その際にいただきました御意見とパブリックコメントを反映させ、最終的には3月の常任委員会に最終案の報告をさせていただきます、3月に公表という流れになっております。

また、欄外に示しておりますとおり、8月と11月に開催いたします産業教育審議会において、産業系学科の在り方について協議する予定でございます。その御意見も反映させたいと考えております。

本方針で、高等学校教育の質の向上と、生徒にとってより良い教育環境の提供を進め、より魅力のある県立高等学校を目指してまいります。

○田中スポーツ振興課長 資料20ページを御覧ください。

宮崎県スポーツ施設の指定管理についてであります。

先ほど議案として説明いたしました宮崎県山之口陸上競技場及び投てき練習場に加え、これまで指定管理を行ってきた県総合運動公園の有料公園施設等に関しまして、今後の指定管理者選定について御報告いたします。

まず、県総合運動公園有料公園施設、県体育館及び県ライフル射撃競技場の令和5年度の管理運営状況についてですけれども、これは、宮崎県体育スポーツ振興グループが指定管理者となっております。

施設利用者数が約120万人、利用料金収入が約1億1,000万円となっております。

資料21ページを御覧ください。

施設収支状況につきましては、令和5年度は物価高騰対策の補填等もありまして、表の一番右の列の一番下にありますように、約350万円の黒字となっております。

④利便性やサービス向上の取組として、利用特性に応じた開業時間の延長や各種研修等の実施による職員の資質向上が挙げられますが、⑤評価としまして、一定の評価はしておりますけれども、積極的な広報等、利用者を増加させるためのさらなる取組が必要であると考えております。

続きまして、資料22ページを御覧ください。

次期指定管理者の募集につきましては、まず、県総合運動公園有料公園施設等について、指定管理期間を2年、基準価格を令和7年度で約4

億4,000万円としております。

今回、指定管理期間を2年としておりますのは、県の主要施策であります日本一プロジェクトにより、スポーツ施設の改修等が行われ、その完了時期である令和8年度に終期を合わせているものでございます。

令和9年度からは改修等による施設の機能向上と同時に維持管理費の上昇も見込まれることから、新たな運営方針を盛り込んだ上で募集・選定した指定管理者に管理運営をお願いしたいと考えているところでございます。

また、基準価格の約1億4,000万円の増額理由としましては、人件費単価や光熱水費の上昇等を加味したためであります。

なお、令和7年度と8年度で基準価格の金額が異なる理由につきましては、自転車競技場の改修工事等による影響を考慮したためであります。

さらに、この2年間に改修等による管理運営体制の変更等が生じる場合には、必要に応じて適正な指定管理料を検討してまいります。

続きまして、2つ目の丸の宮崎県山之口陸上競技場等につきましては、指定期間を5年、基準価格を単年度当たり約1億1,000万円としております。

②募集概要につきましては、7月から約2か月の公募を行うこととしております。

なお、資料にはございませんけれども、県プールにつきましては、PFIの活用により、既にひなたメドレー株式会社が指定管理候補者に決定しておりますことから、公募は行わないこととしております。

資料23ページを御覧ください。

ア、審査の流れにつきましては、9月中旬にスポーツ振興課において資格審査を行いまして、

9月下旬に外部委員による指定管理候補者選定委員会において審査を行います。

そして、10月上旬に教育長を議長とする指定管理候補者選定会議において確認作業を行いまして、指定管理候補者を選定します。

各会議の委員は、イトウの記載のとおりでございます。

資料24ページをお願いします。

審査項目・配点についてであります。行政改革推進室の標準例を基礎として配点を設定しております。特に重視する項目としましてはイ、公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画と、エ、事業計画を着実に実施するための管理運営能力になりまして、点数を多く配分しております。

今後、指定管理者に適切に管理していただけるよう、丁寧に募集手続を進めてまいります。

○重松委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について質疑はございませんか。

○武田委員 宮崎県立高等学校教育整備基本方針(中間見直し)についてですが、目的として、

「高等学校教育の質の向上と、生徒にとってより良い教育環境の提供を進めること」とあります。そのとおりだと思うのですが、見直し内容に、「昨今の少子化の影響など、高等学校教育を取り巻く社会の変化に対応するため」とあり、確実に5年後、10年後は生徒の数が減るので、県立高校と私立高校で生徒の取り合いが起こる状況と思います。

一般質問で取り上げられていましたけれども、子供たちがどこにいても同じ教育を受けられるということで、DXやICT改革をしているんですが、望ましい学校の規模の在り方とかになつてくると、どうしても経営的な考えが入ってく

る気がします。だから、経営的な考えは後回して、子供たちによりよい教育環境を与えるということをまず一番に考えていただきたい。

それと、二見委員からもあったように、「全体の各学校に特色がある」と言いますが、校長は人事異動があり、長くはいない。校長が責任者になるんですが、県教育委員会として全体をつかんだ上で、その中で特色を出すのはいいけれども、最低ラインや基礎的なところがないと、新しい校長が来て、2、3年で学校の特色を出していくのは難しいと思っています。それらも含めて、懇話会で識者の意見を問われるときに、まず子供たちのことを優先して考える必要がある。

子供たちが少なくなっているのは事実です。私立高校は宮崎市、都城市、延岡市とかは成り立つでしょうけれども、日南市とかは経営が厳しいという状況も聞いております。

懇話会で識者の意見を聞かれるのはいいけれども、ある程度方向性があるのか、完全に有識者にお任せして考えてもらうのか、そのあたりはどういう感じでしょうか。

○間曾高校教育課長 方針の大きな変更は考えておりません。生徒にとって魅力と活力のある教育環境の提供——どこにいても、全県下どの場所でも、自分が生まれ育った場所でしっかりと学びができること、その場を提供することが非常に大事な視点であると考えております。

また、高校も地域創生の核としての役割を大きく担っていただいております。そういった視点も、懇話会の委員の皆様方にお伝えしながら進めていきたいと思っております。

また、県教育委員会としましては、各学校にスクール・ミッションを定義しております。それぞれの学校にどういう意味、意義があるのか

を定義づけしておりますので、それらを再確認しながら、懇話会で意見をいただこうと思っております。

○**函師委員** 指定管理の件ですが、宮崎県山之口陸上競技場及び投てき場について、ここ5年で、発注、公募されるようです。まだ施設が完成していないにもかかわらず発注等すると、基準価格が変わってくると思うが、そのような想定も考えているのでしょうか。

○**田中スポーツ振興課長** 基本的に総合運動公園も、もともと5年間で考えていたんですけれども、日本一プロジェクトの関係もありまして、建設中の施設が多くございますので、総合運動公園につきましては、2年間でさせていただきました。

山之口陸上競技場につきましては、令和7年4月から運用開始ということが想定されておりますので、既に都城市で、その敷地内の別の施設等は管理をスタートされております。都城市の指定管理者と、今回私どもが選定させていただきますものとうまくリンクさせて、5年間をめどに運営をお願いしたいと考えているところです。

○**函師委員** 都城市が管理を始めている部分があるということで、駐車場は都城市が管理だった気がするんですが、ここが収入源になろうかと思えます。指定管理者とどのように連携されるお考えなのか教えてください。

○**田中スポーツ振興課長** 御質問いただきました駐車場と全体の敷地につきましては、都城市ということになっております。この後の使用料等の徴収に関しては、それぞれの指定管理者で行うけれども、そこに大きな差が生まれないように、指定管理者同士に情報共有し、また、この選定段階でも大きな差が生まれないように選

定させていただきます。随時指摘いただいた問題が発生することが考えられますので、しっかり準備を進めていきたいと考えております。

○**武田委員** 資料24ページの審査項目・配点ですが、イ、エの配点が大きいのは理解したが、ア、ウ、オ、特にウが8点、オが6点と配点が低いのはなぜでしょうか。

選定基準の中身について、ウは経費の縮減等、オは地域への貢献等ですので、指定管理に出すことは、経費の節減も民間の活力をいただきながら経費を下げていく。県が、地域で雇って運営するより確実に下がっていく状況ならいいが、指定管理が本当に適正なのかなど。人件費、水道光熱費が高くなるのは分かるが、逆に県が経営すれば、管理費とか会社の利益とかが不要になるので、経費が下がるのではないかと思うときもあります。

県教育委員会として指定管理に出すとして、もし経営ノウハウがあつて、県教育委員会とほかの部局とタイアップしてできるのであれば、その経費を削って、その分を教育費にするなど、全体的な考えを持っていただきたいと思います。

○**田中スポーツ振興課長** 御指摘ありがとうございます。審査項目・配点につきましては、審査委員会の第1回目を既に行いました。当初は平均的な点数にしていたけれども、委員会において、イとエについて特に重要ではないかと御意見をいただきました。

特に現在、指定管理している県総合運動公園や延岡市の新体育館で、イとエの審査項目にありますようなサービスの向上、人員配置、そのあたりに私どもも多くの課題を感じている部分もあり、外部の有識者の方からも御指摘がございました。それによりまして、この配点にさせていただいているところです。

ただ、委員から御指摘いただきましたように、地域の貢献、経費の縮減等、非常に重要な視点であると考えますので、今回、民間の力もいただきながら、県の視点と合わせまして、有効な指定管理ができるように、しっかり研究しながら指定の審査も進めてまいりたいと考えております。

○武田委員 審査項目・配点をつくられるのは、どこを注目してやるか大変だと思います。これが、平均20点で、その中で注目の高いところを5点上げる、下げるとかいう範囲でも極端に違います。審査委員会の意見でしようけれども、うがった考えをすると、イとエに特化しているところを取りやすいようにという見方もできます。

だから、点数をこれだけ減らすと、ウとオは要らないと思う場合があります。誰が見ても公平性が保てる配点にしたほうがいいと思います。これは、教育委員会だけでなく有識者と決めたことですが、方向性としてはあったほうがいいと思っています。

○田中スポーツ振興課長 御指摘ありがとうございます。今いただいたような視点を、この配点以外のところも会議の中で話題にしながら、有識者の皆さんにしっかり見ていただくように努めたいと思います。

○下沖副委員長 資料21ページの施設の収支状況ですけれども、自主事業の内容を教えてください。

○田中スポーツ振興課長 主な自主事業としましては、スポーツ施設等安全管理講習会、夏休み運動公園見学ツアー、ボルダリングの体験教室、レディース卓球大会やフィットネス教室、新宮崎県体育館につきましては、無料参加型のフィットネス体験イベント等を実施していると

ころです。

○下沖副委員長 指定管理において自主事業は、あまり収入が伸びてないので、頑張っていたきたいです。あと山之口陸上競技場が出来た場合の利用料収入をどのように予測されているのか。

○田中スポーツ振興課長 山之口陸上競技場に関しましては、基本的には第1種公認陸上競技場ですので、各種大会等で利用が増えると考えております。

県総合運動公園の陸上競技場につきましては、今までどおりスポーツチームのキャンプ、各地域のジュニア大会等、そのあたりのすみ分けを考えながら、各施設が利用収益が上がるように努めていきたいと考えております。

○下沖副委員長 あと、山之口陸上競技場や県総合運動公園もですけれども、様々な試合や大会の誘致はどのようにされているのか。

○田中スポーツ振興課長 スポーツキャンプ等など県外からの誘致につきましては、日本一プロジェクトも上がっているけれども、観光推進課やスポーツランド推進課と連携して、県内に限らず国内有数のスポーツチームと競技団体等に働きかけをしっかりと行ってまいります。

令和7年度からは2つの競技場があることをしっかりお伝えしながら、それぞれの競技場のよさを——山之口陸上競技場であれば、第1種陸上競技場であること、それから県総合運動公園は空港から近かったり、交通の便がいいという点もアピールしながら進めてまいります。

○下沖副委員長 先ほど武田委員からも指摘があったのですが、指定管理者の評価基準での地域経済の貢献は重要なところですが、指定管理者は、営業能力を含め、県に任せっ放しではなくて、県も発信能力を持つ人でないといけないと

思いますので、よろしくお願ひします。

○前屋敷委員 資料21ページに関連して伺いますが、自主事業収入を教へていただいたところですが、その下にその他の収入があるけれども、自主事業収入よりも多い収入になっています。具体的にどういふ収入か教へてください。

○田中スポーツ振興課長 その他の収入につきましては、指定管理業務とは別の業務受託収入がありまして、コロナ禍におけるトイレ等の非接触型への工事等が該当しております。

支出につきましては、租税公課費などが含まれておりまして、令和3年度に支出が多くなっておりますのは、収入と同じく非接触型への工事があったためであり、新型コロナの関係と認識しております。

○前屋敷委員 支出の人件費ですけれども、経費の縮減の対象になるのは、指定管理の業者で働く労働者に影響してきます。令和4年度と令和5年度で差がありますけれども、このところが極めて劣悪な状況にならないように、県としてもしっかりと把握していただきたい。

○田中スポーツ振興課長 御指摘ありがとうございます。委員御指摘のとおり、県民の皆様満足いただける施設の運営をするためには、それぞれの分野のプロフェッショナルである方に、施設管理を行っていただくことが重要と考えますので、県としても御指摘いただいた視点を持ちまして、指定管理者と常に情報を共有し、問題点も改善しながら取り組んでまいりたいと思ひます。

○二見委員 今回の指定管理は、宮崎駅裏の体育館と新体育館で入れ替わるのでしょうか。宮崎駅裏の体育館は、新体育館ができたら、用途廃止もしくは今後の利活用について考えていくのでしょうかけれども、令和7年から始まる指定

管理の中でどんな位置づけをされるのでしょうか。

○田中スポーツ振興課長 現在の県総合運動公園の中に含めて行いますので、今回の指定管理の改善に併せまして、旧体育館は指定管理を行うと考えております。

○二見委員 例へば、県総合運動公園のプールはもう使えないようにして、宮崎北警察署の横に新プールを造る。新体育館は延岡市に建設中で、あと1年ぐらいで出来上がる。別の指定か何か考えたり、運営はどのようにされるのか。

○田中スポーツ振興課長 新体育館につきましては、昨年度、9月から供用開始となっております。サブアリーナを供用開始しております。それに併せまして、メインアリーナが令和7年度中に完成する予定です。現在、もう5年間の指定管理者と契約をしまして、管理を行っておりますので、それに伴ひまして管理を続けていきたいと考えております。

○二見委員 つまり新体育館は、まだ出来上がっていないだけで、もう管理がスタートしている。旧体育館も今回の指定管理では入っているけれども、その期間中の使い方についてはまた変わってくる。そこ辺の期間や使い方とかは、この指定管理を出すときに、説明はされるとは思ひけれども、そういう理解でいいのでしょうか。

○田中スポーツ振興課長 今、委員がおっしゃられたとおりですけれども、指定管理者が替わった時期にサービスの質や内容が変わらないように、逆に向上するように、その確認も含めて行っていきたいと考えております。

○重松委員長 その他報告事項について、ほかにございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、その他で何かありま

せんでしょうか。

○**図師委員** 2月定例会一般質問で取り上げ、私以外にも複数の議員が取り上げておりました、生理の貧困についてですけれども、学校での生理用品の使用数が増えています。一義的には、国に問題があるが、生理の貧困対策をなさいと方針を出しても予算化していないことで、現場にしわ寄せが来ていることを一般質問で取り上げたところです。

その後、県教育委員会として、財政当局とどのようなやり取りをしているのかお伺いします。

○**畑中財務福利課長** 生理の貧困にかかる予算措置は、2月議会で説明させていただきましたけれども、医薬品の中に予算措置がされておりました、その中で生徒数とかを積算して措置しているところです。

その配分額については、学校に措置・配分をするけれども、もし不足や要望がございましたら、その学校の要望をお伺いしながら、また増加の配分をしているところでございます。

○**図師委員** 今、「医薬品費の中に生理用品も含まれています」という説明でしたが、現場の養護教諭から、「生理用品のために予算は増額になっていない。今までの医薬品費の中から生理用品を買えば、その分ほかの消耗品とかを削らざるを得ない」と聞きました。予算の増額について学校内の事務長に話をすると、「今の決められている予算の中で何とかやりくりしなさい」と言われるということが現場であります。

それを受けて一般質問で取り上げまして、財政当局と連携して予算確保に積極的に取り組んでいただきたいこと、また、危機管理部局が備蓄している災害備蓄品に生理用品があり、大体3～5年で処分されるので、処分前に学校側に配分するなりの対応策を検討してほしいとの要

望をしたところです。実際、医薬品費の中の生理用品は、別枠で予算措置されていないのでしょうか。

○**畑中財務福利課長** 生理用品単独という意味での予算措置はございませんけれども、先ほど申した医薬品費については、需用費という消耗品等も含めた予算措置となっておりますので、もし生理用品が不足するような場合については、需用費全体でカバーしていくという仕組みになっております。

もし、まだ学校等において生理用品の不足があるという状況がございましたら、学校の要望をお伺いしまして、また財政当局等とも話を進めていきたいと考えております。

○**図師委員** 医薬品費や需用費を削って生理用品を買っている枚数や費用が年々増加しているのは、把握されていると思います。生理用品を買うために何かを削っているわけです。

だから、学校側にその状況を確認すれば、事務長や校長は、「与えられている需用費の中で対応しています」と言います。ただ、中身は何か削られており、もしかしたら腹痛用の痛み止め、氷のう用の氷とかを削りながら生理用品費に充てている可能性があります。本末転倒なことではなく、速やかに生理用品の需要が増えている分の予算措置をしてくださいという話ですが、いかがでしょうか。

○**畑中財務福利課長** 生理用品単独の使用状況というところにつきましては、スポーツ振興課等も状況を把握されているかと思えます。そういう状況把握をして、学校に調査なりをしまして、また不足等がありましたら要望し、予算措置につなげていきたいと考えております。

○**図師委員** 校長や事務長に聞かれるのではなくて、養護教諭から話を聞かれて、どういう現

場になっているのか調査をしていただければと思います。

○田中スポーツ振興課長 昨年度、委員から御指摘をいただいて、財務福利課とともに取り組んでいますけれども、御指摘のとおり、昨年度から改善には至っておりません。

御指摘の点につきましては、おっしゃいましたように、管理職だけではなくて、養護教諭等の現場の先生方の状況を本課のほうで把握しまして、アンケート等も実施できますので、速やかに実施し対応について考えます。

○二見委員 都城市の公民館の話を生涯学習課とさせていただいて、これからの宮崎県のまちづくり、地域社会をつくっていくという認識を共有していただけたと思います。行政ですから、それぞれの役割もあります。協力してもらうためには、自治会や末端組織がしっかりしなければなりません。

教育委員会は公民館の運営をするので、住民がみんな一緒ですと言いながらも、この事業をするに当たっては、公民館の協力がなければできないし、広報をするにしても、自治会等に入っている人にしか伝わらない。デジタルツールができて、そういう人たちは関心がないから伝わらなかったりするの、まず自治会に入っていたきたいと思います。

これは強制じゃなくて、自主的な話ですけども、先生も転勤等があつて大変と思うんですが、入っていない方がいます。私は入る必要があるのかなと思いますが、まずは県教育委員会からも促していただくような取組、そして、地域の方と交流することが、先生たちにとって非常に大きな経験につながると思います。そのため、ぜひ地域と協力していただきたい。

P T Aや子供会とかがあれば、担当の先生が

行くという話も分かるけれども、まずは地域の人たちとの交流をしていただくところから始めてもらえればいいのかなと思います。

○黒木教育長 御指摘ありがとうございます。今回、生涯学習課から報告を受けたときに、生涯学習課に従前からこういう価値を共有しようとお話ししていたのが、これからの公民館の在り方でした。今まで、公民館は、そこに人が来るもの、集まるもの、参加するものという概念だったけれども、これからの公民館は、地域をつなぐもの、地域に入っていくもの、地域にアウトリーチしていくもの、そういう考え方をしていかないと、公民館自体が厳しくなる。公民館の役割も時代に応じて変わってくるので、私たちは勉強する必要があると考えていました。

今回報告があつたので、まさしく再確認になったところでした。そういう価値と一緒に共有しようという話をしたところでありました。

私は、教頭として赴任しましたのが都城地区でした。高校生の自転車のマナーが悪かったので、都城地区の公民館長から怒られました。3年間そこで教頭をしたけれども、3年間交通の見守り指導を公民館長としました。すごくいい経験で、公民館長がどういうお仕事をされているかの一端を見る思いでした。教職員住宅は、公民館の近くにありましたから、清掃作業とかに参加した経験から、地域とのつながりは大事と痛感しているところです。

そういったこともベースにあり、これからの公民館は、逆に地域の役割として、地域につながる役割は大事という価値について、改めまして御質問いただいたので、共有したところです。これからそういったところをしっかりと学んで、次の世代の公民館の在り方を考えていきたいと思っております。

図師委員からの御指摘につきましては、私たちも真摯に捉えておりまして、どこに何が足りていないのかというのをしっかり見ていこうということは共通認識しております。今年度に入りまして、今度は養護教諭との最初の会議とかがありますから、そういったところを通じて、現場の声を私たちが聞き届けながら、行政のほうに生かしていきたいと思っております。

それから、宮崎県立高等学校教育整備基本方針の見直しについてです。基本方針は示されているけれども、社会情勢も変わっているからということで、これはしっかり動かすよということでございます。

各地域において今後どうあるべきかということですが、全県的に、それぞれの学校にどういう役割を持たせるかという非常に大きな課題との向き合いです。

令和4年にスクール・ミッションとして、それぞれの学校がどういった使命を帯びているのかというのをまとめました。これは、令和3年度の1月か2月ぐらいから各学校で協議してもらいまして、校長が替わっても同じなのか確認する必要がありますので、令和4年度は4月以降も協議を続けてもらって、集約したのは5月ぐらいだと思います。半年近くかけて、この学校は何がこの地域にとって求められているのかを1回まとめておりまして、それらを背景にしながら進めていこうと思っています。

一方で、事業説明したように、とにかく国の事業をしっかり実施します。支援学校は13校ですけれども、これらの学校は全部探求活動を高校と一緒にやろうということを今年スタートさせようとしています。

それから、37校の高校・中学校があるんですけども、国事業は20校以上取ったと思います。

ほとんど国庫でやるというお話ですが、これに関しましては、それぞれの学校のミッションを背景にしながら、特に普通科でしたらどういう特色を持たせるのか。先ほどのDXにも手を挙げていただいています。あと、学校に丸投げではいけないので、指導主事にそれぞれの学校に伴走してもらうようにしてあります。

国への事業に手を挙げる計画段階から計画づくりに参画し、進行管理と一緒に支援していく。まだまだ課題は多いですが、ぜひまた御指摘もいただきたいと思っておりますし、先ほどの基本方針にしましても、まず素案をつくりますので、ぜひ御意見を賜ればと思っております。

〇二見委員 自治会の話は、まず入ることによって声がかかるので、それが負担という方もいるけれども、いろんな活動に自主的に行くような話ですから、行けるときに行ってくればいいと思います。私も、自治会に入っているけど「この日はちょっと行けません」と言いながら、「行けるときには参加しますね」ということで、みんなは受け入れてくれるから、まずは声がかかる環境をつくるために、まず入会することが大事だと思います。都城市も、本当に地域の人たちと学校と一緒にまちづくりをしています。

今、学校のスクール・ミッションの話もあつたけれども、それぞれの特色と言っても、いいことは書いてあっても、子供たちが行きたいと思えるような表現になっているのかなと思う。そして、特色のあるイメージ校に育っているのかを見ていかなければならないですし、我々も協力していく必要があると思います。

難しい作業かもしれませんが、一つ一つこつこつと教育整備のレベルを上げているのが分かるので、今後ともしっかり頑張っていた

ければなど思っております。

○間曾高校教育課長 先ほど予算議案のところで、副委員長から御質問いただいたことにつきまして、補足させていただければと思います。

ひなたGAPのことにつきまして御質問いただいたかと思えますけれども、高鍋農業高校も取得をしております。これらの取組を踏まえて今回の事業、取組となります。

○重松委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、以上をもって教育委員会を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時34分休憩

午後2時35分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日ということになっておりますので、20日に行いたいと思います。開会時刻は午後1時10分としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 以上で、本日の委員会を終了いたします。

午後2時36分散会

令和6年6月20日(木曜日)

午後1時7分再開

出席委員(7人)

委員	長	重松	幸次郎
副委員	長	下沖	篤史
委員		二見	康之
委員		武田	浩一
委員		福田	新一
委員		前屋敷	恵美
委員		凶師	博規

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議事課主事	黒木	燿一朗
政策調査課主任主事	岩倉	有希

○重松委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案等の採決を行います。採決の前に、賛否も含め御意見をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 採決は一括でいいですか、議案ごとのほうがよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、一括して採決いたします。議案第1号、議案第7号、議案第9号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号、議案第7号、議案第9号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定い

たしました。

次に、委員長報告骨子(案)についてであります。

委員長報告の項目及び内容について御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時8分休憩

午後1時10分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、ただいまの御意見等を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査につきましては、継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 御異議ありませんので、その旨議長に申し上げることといたします。

次に、7月17日に予定されております閉会中の委員会につきまして御意見を伺いたいと思います。

暫時、休憩いたします。

午後1時10分休憩

午後1時11分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

それでは、7月17日の閉会中の委員会につきましては、ただいまの御意見を参考にしながら、

正副委員長に御一任いただくということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、そのようにいたします。

次は、7月30日から8月1日に予定されております、県外調査につきまして、御意見を伺いたいと思います。

暫時休憩します。

午後1時11分休憩

午後1時13分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

それでは、県外調査につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、そのようにいたします。

最後に、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、以上をもって委員会を閉会いたします。

午後1時13分閉会

署 名

文教警察企業常任委員会委員長 重 松 幸次郎